

岩手県薬剤師確保対策検討会設置要綱

(設置)

第1 本県における薬剤師の確保・定着及び偏在の解消を図るための取組について検討・協議等を行う岩手県薬剤師確保対策検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 薬剤師の就業状況等の現状把握に関すること。
- (2) 薬剤師の業態偏在及び地域偏在の是正に関すること。
- (3) その他薬剤師確保対策に関すること。

(組織)

第3 検討会の構成員は、10名以内で組織する。

2 知事は、次に掲げる者に就任を依頼するものとする。

- (1) 一般社団法人岩手県薬剤師会から推薦を受けた者
- (2) 岩手医科大学薬学部から推薦を受けた者
- (3) 岩手県病院薬剤師会から推薦を受けた者
- (4) 岩手県医療局から推薦を受けた者

(役職)

第4 検討会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、構成員のうちから互選する。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議の開催は、知事が招集する。

(任期)

第6 構成員の任期は、就任の日から2年とする。ただし、補欠により就任を依頼された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第7 検討会の庶務は、保健福祉部健康国保課において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年5月8日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和8年3月31日までの間に、この要綱による第3の規定により就任を依頼される構成員の任期は、同要綱第6の規定にかかわらず、令和8年3月31日までとする。